

埼玉県環境影響評価条例施行規則 新旧対照表

新		旧	
	<p>別表第一（第一条関係）</p> <p>備考</p> <p>一 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により指定された鳥獣保護区の特別保護地区</p> <p>二 自然公園法（昭和三十三年法律第六十一号）第十三条第一項の規定により指定された国立公園又は国定公園の特別地域</p> <p>三（四）（略）</p> <p>五 埼玉県立自然公園条例（昭和三十三年埼玉県条例第十五号）第十二条第一項の規定により指定された埼玉県立自然公園の特別地域</p>		<p>別表第一（第一条関係）</p> <p>備考</p> <p>一 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条の八第三項の規定により指定された鳥獣保護区の特別保護地区</p> <p>二 自然公園法（昭和三十三年法律第六十一号）第十七条第一項の規定により指定された国立公園又は国定公園の特別地域</p> <p>三（四）（略）</p> <p>五 埼玉県立自然公園条例（昭和三十三年埼玉県条例第十五号）第十一条第一項の規定により指定された埼玉県立自然公園の特別地域</p>
	<p>別表第三（第七条関係）</p> <p>対象事業の種類</p> <p>一（一）（略）</p> <p>二の二 林道</p> <p>イ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第七項の規定による許可の申請</p> <p>ロ 自然公園法第十三条第三項の規定による許可の申請又は同法第五十六条第一項（同法第六十六条第二項においてその例によることとされる場合を含む。）の規定による協議</p> <p>ハ（略）</p> <p>ニ（略）</p> <p>ホ 埼玉県立自然公園条例第十一条第三項の規定による許可の申請</p> <p>ヘ（略）</p> <p>七 工場の設置及びその施設の変更</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ（略）</p> <p>ハ（略）</p> <p>ニ 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十八条第一項の規定による届出</p> <p>ホ（略）</p> <p>ヘ（略）</p>		<p>別表第三（第七条関係）</p> <p>対象事業の種類</p> <p>一（一）（略）</p> <p>二の二 林道</p> <p>イ 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第八条の八第五項の規定による許可の申請</p> <p>ロ 自然公園法第十七条第三項の規定による許可の申請又は同法第四十条第一項（同法第四十六条第二項においてその例によることとされる場合を含む。）の規定による協議</p> <p>ハ（略）</p> <p>ニ（略）</p> <p>ホ 埼玉県立自然公園条例第十一条第三項の規定による許可の申請</p> <p>ヘ（略）</p> <p>七 工場の設置及びその施設の変更</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ（略）</p> <p>ハ（略）</p> <p>ニ 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十七条第一項の規定による認可の申請</p> <p>ホ（略）</p> <p>ヘ（略）</p>
十五 変電所の用地の造成	電気事業法第四十八条第一項の規定による届出	十五 変電所の用地の造成	電気事業法第四十七条第一項又は第二項の規定による認可の申請